

平成28年度津山市建設工事等入札参加者格付要領

1. 基本方針

平成28年度津山市建設工事等入札参加者の格付は、次の方針に基づいて実施する。

有効期間は平成28年7月1日から平成30年6月30日までの2年間とする。

(1) 建設業法第27条の23の規定による『経営事項審査』の結果を尊重する。

なお、『経営事項審査』の結果は、平成26年8月1日から平成27年7月31日までのものを用いる。

(2) 下記に該当する不良・不適格業者を排除する。

技術力、施工能力を有しない業者

経営を暴力団が支配する業者

経営事項審査等の入札参加申請事項に虚偽記載をする業者

工事の入札及び契約に対して不正行為をする業者

(3) 等級の格付に充足すべき最低基準制度を採用する。

技術職員雇用最低基準制度

実績年数による基準制度

(4) 下記の法定技術者を有する技術者を確保するように指導する。

土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士など

(5) ISO9000(品質)及びISO14001(環境配慮)の取得の有無により評価する。

(6) 本市と防災協定の締結の有無、及び消防団協力事業所登録の有無により評価する。

(7) 本市との工事請負契約における工事成績評価により評価する。

(8) 指名停止等行政処分の有無により評価する。

2. 能力評定数値

建設業28業種の建設工事参加資格者に係る能力評定数値は、建設業法第27条の23の規定による『経営事項審査』の総合評定値(P点)と主観点との合計点(能力評定点)とする。

3. 平成28年度業種別等級別格付基準

建設28業種の等級格付は、業種別に定める能力評定数値区分に該当する者について、当該能力評定数値区分に対応する職員雇用最低基準以下で、その者が充たす職員雇用最低基準に対応する等級中の最上位の等級に格付を行う。

ただし、建設業法第27条の23の規定による『経営事項審査』の平均完成工事实績のない者、及び、職員雇用最低基準のいずれかを充たさない者は、等級格付を行わない。

さらに、土木一式工事及び建築一式工事については、経営事項審査における完成工事高が100万円未満は等級格付を行わない。

また、新規に入札参加申請を提出して2年間、及び、今回追加された建設業種の格付は行わない。

(1) 土木一式・建築一式工事業者の等級格付

能力評定数値区分	職員雇用最低基準	等級
1,000点以上	職員（常勤職員をいい、家族従業員を含む。以下同じ。）のうち、営業所専任技術者が一級の技士（特定建設業の営業所の専任となりうる国家資格を有する者をいう。以下同じ。）で、その他の職員に一級の技士が1名以上いること。	特A
800点以上 1,000点未満		A
710点以上 800点未満	職員のうち、営業所専任技術者を含め技士が1名以上おり、他に建設業法第7条第2項イ若しくは口該当以上の技術職員が1名以上いること。	B
600点以上 710点未満		C
550点以上 600点未満		D
550点未満	職員のうち、営業所専任技術者を含め建設業法第7条第2項のイ若しくは口該当以上の技術者が1名いること。	E

土木一式工事業者の等級格付には、とび及び法面工事を含む。

(2) 舗装工事業者の等級格付

能力評定数値区分	職員雇用最低基準	等級
1,000点以上	職員（常勤職員をいい、家族従業員を含む。以下同じ。）のうち、営業所専任技術者が一級の技士で、その他の職員に一級の技士が1名以上いること。	特A
800点以上 1,000点未満		A
710点以上 800点未満	職員のうち、営業所専任技術者を含め技士が1名以上おり、他に建設業法第7条第2項イ若しくは口該当以上の技術職員が1名以上いること。	B
600点以上 710点未満		C
600点未満	職員のうち、営業所専任技術者を含め建設業法第7条第2項のイ若しくは口該当以上の技術者が1名いること。	D

(3) その他の工事業者の等級格付

能力評定数値区分	職員雇用最低基準	等級
1,000点以上	職員（常勤職員をいい、家族従業員を含む。以下同じ。）のうち、営業所専任技術者が一級の技士で、その他の職員に一級の技士が1名以上いること。	特A
710点以上 1,000点未満		A
550点以上 710点未満	職員のうち、営業所専任技術者を含め技士が1名以上おり、他に建設業法第7条第2項イ若しくは口該当以上の技術職員が1名以上いること。	B
550点未満	職員のうち、営業所専任技術者を含め建設業法第7条第2項のイ若しくは口該当以上の技術者が1名いること。	C

4. 専門業種の取扱いについて

- (1) 塗装工事及び防水工事については、第1種専門業種とし、第1種専門業種以外の業種の登録をしない。
- (2) 交通安全施設工事及び造園工事については、第2種専門業種とする。また、各々の業種の他に2業種までの登録を認める。
- (3) 交通安全施設工事は、とび・土工・コンクリート工事又は塗装工事の業種において、建設業の許可を受けていること、経営審査を受けていること、完工高が0でないことを満たしている場合のみ登録する。

5. 等級格付の付帯要件等

- (1) 常勤職員とは、原則として雇用保険及び社会保険に加入している者をいう。
- (2) 新規に入札参加申請書を提出した者で、3年目より等級格付を実施するが、最高等級はC等級（その他の工事については、B等級）を限度とする。
- (3) 等級格付の上位変更は、前回と比較して2等級（その他の工事については、1等級）を限度とする。
- (4) 必要に応じて事務所の実態調査を実施し、事務所の実態が確認出来ない場合等は等級格付を行わない。
- (5) 市内に支社、営業所があり、技術職員のうち津山市民を5名以上常時雇用している場合は、市内業者として登録を検討する。ただし、従前から登録している業者は従前の基準による。
- (6) 業種追加申請の取扱いは次のとおりとする。

経審点数と工事高が共になければ受付ない。

経審点数と工事高が共にある場合、2年目から等級格付けを実施する。

等級格付けについては、限度を設けず能力評定数値のとおりとする。

6. 能力評定数値の主観点について

(1) ISO取得による加点基準

ISO9000（品質）及びISO14001（環境配慮）に対し、それぞれ5点を加点する。

ただし、ISO9000（品質）については、その取得項目（建設工事の種類）を建設業法の技術検定の資格に鑑みて、特定建設業の営業所の専任技術者となり得る建設業の種類のみに加点する。

ISO取得により加点する建設工事の種類

取得項目	加 点 す る 建 設 工 事 の 種 類
土木工事	土木、とび、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水道
建築工事	建築、大工、左官、とび、石、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、熱絶縁、建具
電気工事	電気
管工事	管
造園工事	造園

ISO取得による加点は、平成30年度格付け時から廃止予定。

(2) 防災協定締結による加点基準

本市と防災協定の締結の有る事業者、又は消防団協力事業所登録の有る事業者に対し、5点を加点する。

防災協定締結による加点は、平成30年度格付け時から廃止予定。

(3) 工事成績評定による加点及び減点の基準

平成26年度、平成27年度に完工した2年間の工事検査調書工事成績評定点の結果に基づき、平均点及び個々の評定点について、各10点を上限として次表のとおり加点及び減点する。

工事成績評定点による加減点

工事成績評定点	平均点による加減点	個別点による加減点
55点未満	-10点	-3点
55点以上60点未満	-5点	-1点
60点以上70点未満	0点	0点
70点以上75点未満	5点	1点
75点以上	10点	3点
上限加減点	-10点～+10点	-10点～+10点

(4) 指名停止等行政処分による減点基準

過去2年間（H26.4.1～H28.3.31）の津山市の指名停止処分について、1回毎に下記のとおり減点する。

指名停止期間	減点（処分1回毎）
1月以上2月まで	-10点
3月以上5月まで	-20点
6月以上	-30点

7. 業者の指名について

- (1) 舗装工事業者及び法面工事業者については、自社施工能力の有る者から指名を行うものとし、現場の施工状況等を確認する。
- (2) 年度途中で事務所移転の申請がなされた場合は、4月20日までに受付した場合は、7月1日までの間は旧申請場所の区域で入札参加させる。なお、入札参加資格受付締切日以降にその申請がなされた場合は、その申請の認定は旧申請場所で行う。
- (3) 市内に本店及び支店等を開設している者は、本店のみの登録とし、二重登録は認めない。また、市外業者で、支社又は営業所を市内業者として登録した場合は、原則として本店等の二重登録は認めない。
- (4) 下水道工事については、指名基準を別途定める。

8. 中間年（2年度内の後半年度）の取扱いについて

市税納税証明書等別途定める書類は中間年に提出を求める。

しかし、新規申請等の対応は中間年にも受付を行うものとし、それに伴う新規格付は実施する。